はんだふれあい産業まつり開催補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地元商業、工業及び農業者の積極的な協力により、地域とのふれ あい、地域消費の促進及び健全な産業育成を推進するために開催される、はんだふれ あい産業まつりの事業に要する経費に対し交付する補助金に関し、必要な事項を定め るものとする。

(補助の対象)

第2条 補助金の交付対象は、はんだふれあい産業まつり実行委員会(以下「実行委員会」という)とする。

(補助金の額)

第3条 交付する補助金の額は、予算の範囲内において市長が定めるものとする。

(補助金の交付申請)

- **第4条** 実行委員会は、この補助金の交付を受けようとするときは、はんだふれあい産業まつり開催補助金交付申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。
 - (1) 事業計画書及び収支予算書
 - (2) 前年度事業報告書及び決算書

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の補助金交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付決定をするとともに、はんだふれあい産業まつり開催補助金交付決定通知書(様式第2)により、実行委員会に通知するものとする。この場合において、補助金交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

(補助金の交付)

- 第6条 実行委員会は、前条の決定通知書を受けたときは、補助事業の完了後、補助金請求書(様式第3)を市長に提出しなければならない。ただし、補助事業完了前でも、市長が特別の理由があると認めたときは、請求書を市長に提出することができる。
- 2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、速やかに補助金を交付するものとする。 ただし、前項ただし書の規定により、請求書が提出されたときは、その全部又は一部

を概算払いにより交付することができる。

(実績報告書の提出)

- - (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の取消し及び返還)

第8条 市長は、実行委員会がこの要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反した ときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金 の全部若しくは一部を返還させることができる。

(検査等)

第9条 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その必要な限度において補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、 又はその状況を検査することができる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

年 月 日

円

半田市長 様

申請者

はんだふれあい産業まつり開催補助金交付申請書

はんだふれあい産業まつり開催補助金交付要綱に基づき、下記のとおり補助金を交付 されるよう申請します。

記

- 1. 補助金交付申請額 金
- 2. 補助金交付の対象事業

添付書類

- (1) 事業計画書及び収支予算書
- (2) 前年度事業報告書及び決算書

 第
 号

 年
 月

 日

様

半田市長

はんだふれあい産業まつり開催補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました、はんだふれあい産業まつり 開催補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

- 1. 補助金交付決定額 金 円
- 2. 条 件
- (1)補助金は、補助金交付申請書第2項の事業経費に充てるもので、その他の経費に支出してはならない。

補助金請求書

	<u>金</u>		<u>円</u>
但し、求いたします。	年度はんだふれあい産	産業まつり開催補助金 。	として、上記のとおり請
年 月	日		
半田市長 様			
		所在地	
		団体名	
		代表者名	

下記の口座へ振込をお願いします。

金融機関名	銀行金庫	本店 支店
口座種類	普通	当座
口座番号		
口座名義	フリガナ	

年 月 日

半田市長 様

申請者

はんだふれあい産業まつり開催補助金使用実績報告書

年 月 日付けで交付決定がありましたはんだふれあい産業 まつり開催補助金についての補助金使用実績を下記のとおり報告いたします。

記

- 1. 補助金交付額 金 円
- 2. 補助金交付の対象事業

添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類